

Lesson 2

税務

第3回

出題・解説

八木会計事務所
税理士

八木正宣

図表1 所得税の税率

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円超～330万円以下	10%
330万円超～695万円以下	20%
695万円超～900万円以下	23%
900万円超～1800万円以下	33%
1800万円超	40%

実際の計算では所得を発生原因別に10種類に分類し、それぞれの分類ごとに所得の金額を算出してそれらの所得を合算します。合算

解説

所得税は、その人が1年間に稼いだ所得に

対して課せられる税金です。この所得とは、簡単にいえば、収入から経費などを差し引いた「もうけ」ということができます。

第1問

- 所得税の課税方式について、当てはまるのは次のうちどれですか？
- ① 累進課税
 - ② 定率課税
 - ③ 定額課税

所得税の課税方式について、当てはまるのは次のうちどれですか？

する所得には会社に勤めて給料を受け取ったり、アパートを賃貸したり、商売をして得た所得があります。

所得を合算せず、分離してその所得だけで税金の計算をする所得もあります（分離課税）。退職金の受取りや不動産の売却等の臨時的な所得については、他の所得とは合算しないで分離して課税することになっています。

実際の所得税は、所得から所得

第2問

- 所得税の計算上、分離課税とされる所得はどれですか。すべて選んでください。
- ① 配当所得
 - ② 給与所得
 - ③ 退職所得
 - ④ 事業所得
 - ⑤ 土地等の譲渡所得

解説

所得税の計算上、所得は10種類に分類されます（図表2）。所得税はこの分類ごとに所得の

控除を差し引いた後の所得に対して課されます。所得控除とは、配偶者控除、医療費控除、基礎控除等で、その人の家庭環境や年齢等で控除額が異なります。同じ所得金額でも、養う家族が多い場合などには、その分税金が安くなります。

以上のような計算で算出した所得税にかかる税率は、所得の金額によって5%から40%の6段階に区分されています（図表1）。分離課税などを除く。このように、所得が多ければ多いほど、高い税率が課される方式を累進課税と呼びますが、所得税は累進課税を採用している代表的な税金です。したがって、正解は①です。



テーマ 所得税と所得の種類

図表2 所得の種類

所得の区分	所得の計算方法
①利子所得	利子収入
②配当所得	公募投資信託の収益分配金など:収益分配金 その他:収入金額-元本を取得するための借入金利息
③不動産所得	収入金額-必要経費
④事業所得	
⑤給与所得	給与収入-給与所得控除
⑥退職所得	(退職金収入-退職所得控除)×2分の1
⑦山林所得	収入金額-必要経費-50万円(特別控除)
⑧譲渡所得	土地・株式などの譲渡所得:収入金額-取得費・譲渡経費 その他:収入金額-取得費・譲渡経費-50万円(特別控除)
⑨一時所得	収入金額-収入を得るための費用-50万円(特別控除)
⑩雑所得	公的年金:収入金額-公的年金控除 その他:収入金額-必要経費

計算を行って合算します(総合課税)が、一部の譲渡所得、利子所得、退職所得、山林所得については、原則として所得を合算せずに、分離して独自の税率を課すことになっています。

(総合課税されるもの)
・配当所得:株式会社等から受け

る利益の配当など
・不動産所得:アパートや駐車場など、不動産を賃貸することによる所得
・事業所得:農業や個人事業による所得
・給与所得:勤め先から受ける給料、賃金、賞与等が該当(パート

ト・アルバイト等による収入も該当)

・譲渡所得:ゴルフ会員権や貴金属などの譲渡による所得。土地および株式等の譲渡については分離課税となる(後述)

・一時所得:生命保険の満期返戻金や企業年金の解散に伴う一時金など、一時的な所得

・雑所得:公的年金や、他の所得のいずれにも該当しない所得(分離課税されるもの)

・利子所得:預貯金の利子などによる所得

・譲渡所得(土地等):土地等の譲渡による所得

・譲渡所得(株式等):株式等の譲渡による所得

・退職所得:退職の事実に基づいて受け取る一定の所得

・山林所得:山林を伐採して譲渡したことによる所得または山林を伐採せずに立木のまま譲渡したことによる所得

以上から、正解は③⑤になります。

BB